

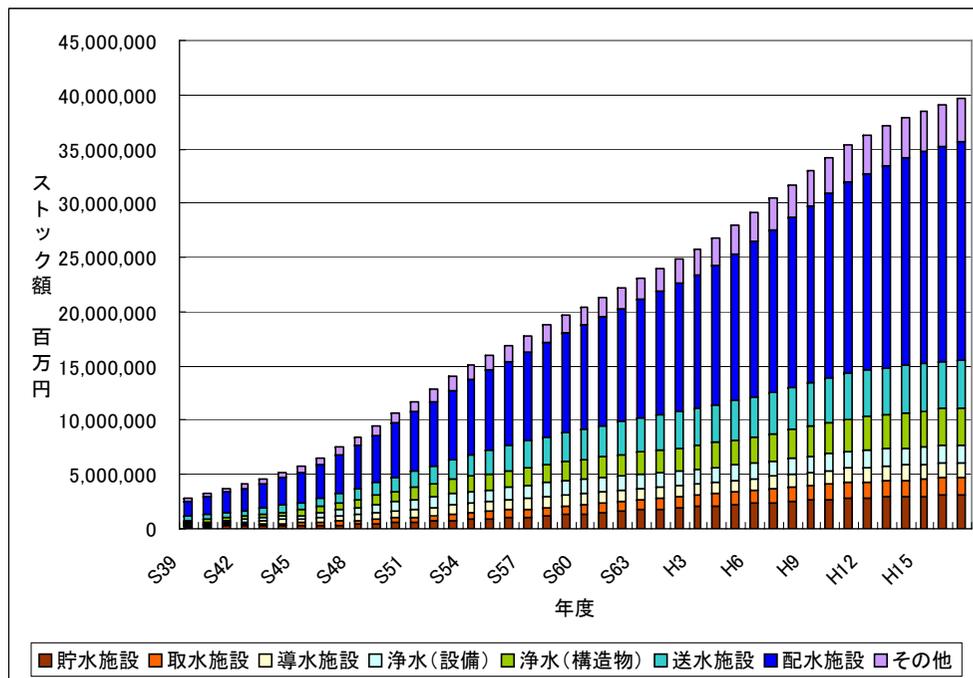
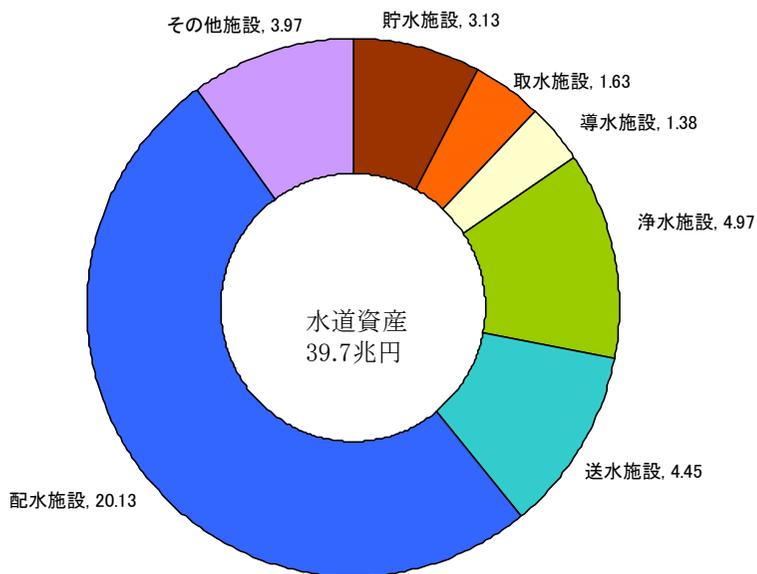
水道ビジョンレビュー

2. 水道の現況と将来の見通し

(3) 将来も変わらず安定した供給ができるようになっているか

平成17年度末資産額の内訳(平成17年価格)

前回推計37.3兆円(H13年度末)より、
2.4兆円増加し、39.7兆円に



上記の資産内訳には、水資源開発公団(現水資源機構)施工分の施設、受贈財産処理された施設は含まない。

出典: 水道統計より作成

水道ビジョンレビュー

2. 水道の現況と将来の見通し

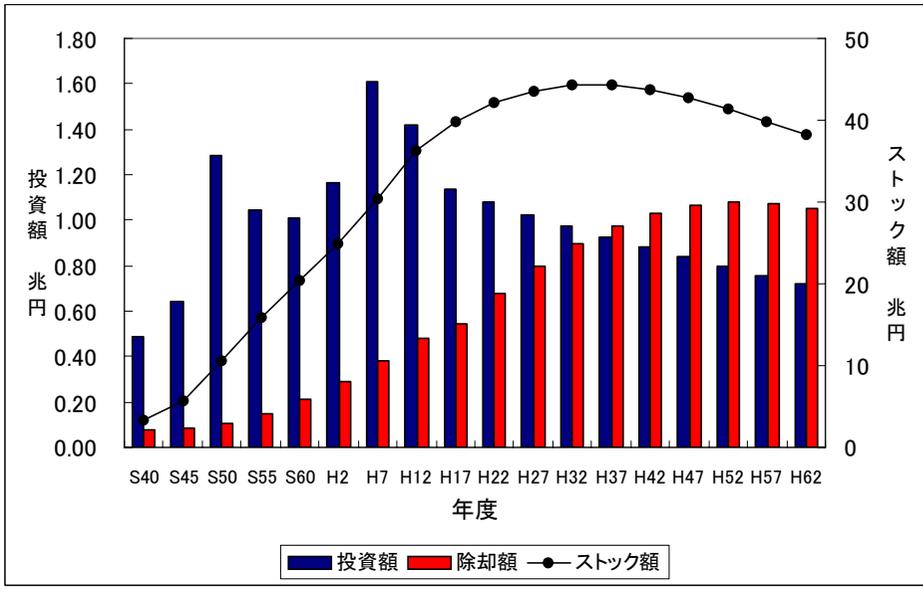
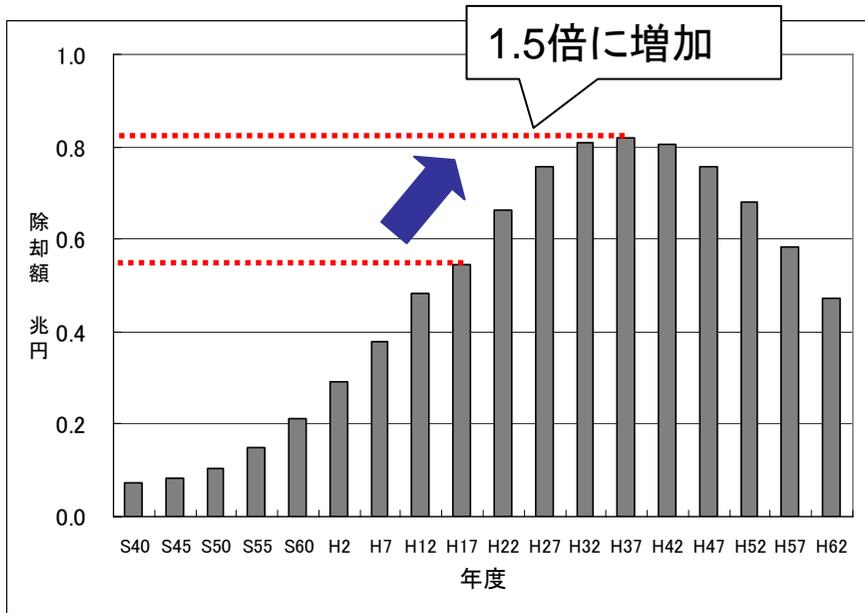
(3) 将来も変わらず安定した供給ができるようになっているか

現有施設の除却額の推計
(平成17年度価格)

投資額と更新需要の推移
投資額が対前年度比マイナス1%で推移したケース

平成30年頃には、現状の1.5倍に増加

平成32~37年度の間には更新需要が投資額を上回る



除却額: 過去に投資した金額を、施設が法定耐用年数に達した時点で控除(除却)した額であり、ここでは耐用年数に達した施設を同等の機能で再構築する場合の更新費用の推計額として用いている。
 なお、実際の施設更新の場合は、施設の機能が向上(耐震性強化等)することにより更新費用は除却額を上回る傾向がある。

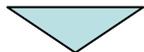
水道ビジョンレビュー

2. 水道の現況と将来の見通し

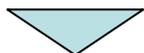
(3) 将来も変わらず安定した供給ができるようになっているか

人口当たりに換算した更新需要(対前年比マイナス1%ケース)

今後の更新需要は、ほぼ1兆円規模と推定されるが、人口減少を受けて、1人あたりの負担は増大する見込み

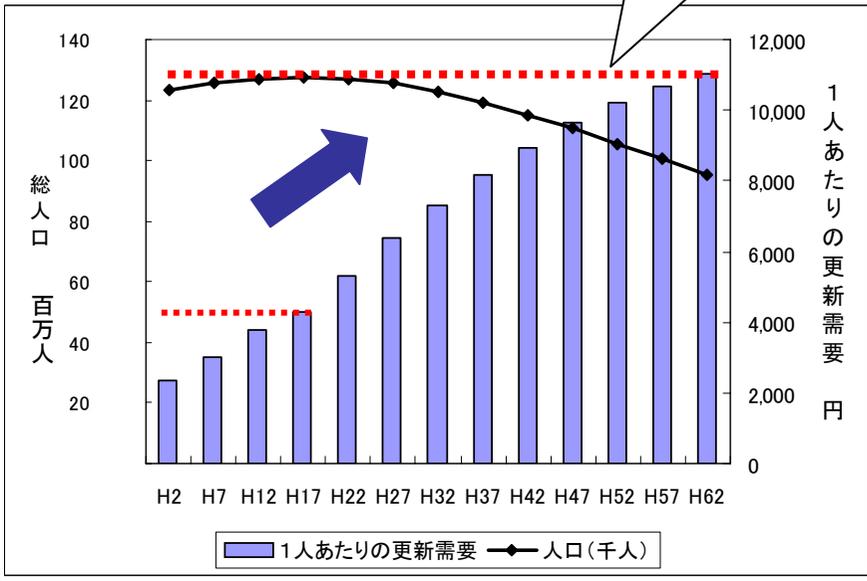
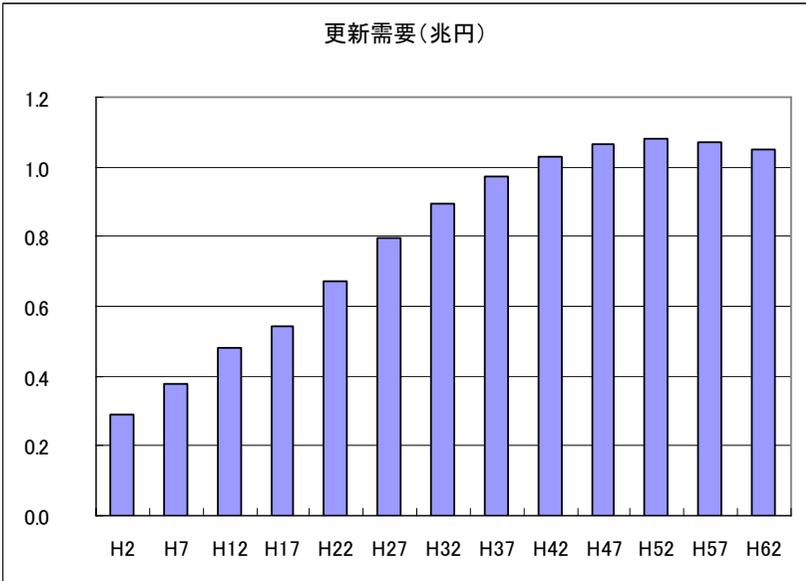


更新事業の先送りは、負担をさらに厳しいものに



企業債(将来世代の負担)を減らしつつ、着実な更新事業や更新財源確保を行うことが必要

一人あたりの負担が約2.5倍に増加



投資額が対前年比マイナス1%の場合の更新需要

水道ビジョンレビュー

2. 水道の現況と将来の見通し

(3) 将来も変わらず安定した供給ができるようになっているか

更新財源確保の事例

東京都水道局

東京都水道局は、大規模な浄水場の更新時期が約20年後に集中するのに備え、2007年度から新たな積立金を創設する方針を決めた。毎年50億円を積み増し、施設更新費の一部として10年間で少なくとも500億円を自己財源として確保する。国に対しては更新事業に対する国庫補助制度の拡充を求めるとともに、資金ストックのためのルールを明確にするように要求する。

同局によると、都内の大規模な浄水場は1960～70年代に整備されたものが大部分を占め、2024年以降に更新需要が集中すると予想されている。積立金は、この更新期を迎える前に約1,200億円を投じて浄水場の代替施設を先行的に整備するため、水道事業の利益の一部を任意積立金として処分。安定給水を確保しながら更新したい考えだ。

一方、現行の国の水道関係補助制度では更新事業は対象とされていないため、拡充するように求める。利益処分による積み立てではなく、基金を造成できるようなルール化も提案し、国の制度が確立した段階で条例を制定、積立金を基金に変更する方針だ。

出典:官庁速報 平成19年1月26日 時事通信社

北九州市

建設改良基金設置条例を制定(H18.9)

水道公論, Vol143, No3, 2007. 3

○北九州市水道事業建設改良基金条例

平成18年9月27日 条例第52号

(設置)

第1条 水道事業に係る施設整備等の建設改良事業に必要な財源を確保することにより、水道事業の健全な運営に資するため、北九州市水道事業建設改良基金(以下「基金」という。)を設置する。

(基金の積立て) 第2条 (略)

(管理) 第3条 (略)

(運用益金の処理) 第4条 (略)

(繰替運用) 第5条 (略)。

(処分)

第6条 管理者は、次に掲げる場合に限り、基金を処分することができる。

(1) 水道事業に係る施設整備の経費の財源に充てるとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、管理者が基金の設置の目的を達成するため必要と認める経費の財源に充てるとき。

(委任) 第7条 (略)

付 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

出典:北九州市HPより転載

水道ビジョンレビュー

2. 水道の現況と将来の見通し

(3) 将来も変わらず安定した供給ができるようになっているか

○運営形態の多様化について

【民間的経営手法の活用に関する主な動き】

- ・ 平成14年12月 総合規制改革会議「第2次答申」
「地方公営企業が経営する水道事業については、可能な場合には地方公共団体の判断により、できる限り民営化、民間への事業譲渡、民間委託を図るべき」
- ・ 平成16年6月 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」
「地方公営企業の民営化・民間譲渡・民間委託といった地方行政改革の推進が必要」

【民間の活力を活用できる新たな経営手法に関する制度改正等】

- ・ 平成11年 PFI法の施行
- ・ 平成14年 水道法の改正による第三者への業務委託の制度化
- ・ 平成15年 地方自治法の改正による公の施設の指定管理者制度の創設
- ・ 平成16年 地方独立行政法人法の施行
- ・ 平成18年 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律
等サービス供給手法の多様化が進んでいる状況

- ・ 平成16年 総務省「地方公営企業の経営の総点検について」
「地方公営企業の形態によるサービス供給の必要性があるとしても、民間的経営手法を導入し経営の効率化・活性化を図る余地がないか」について、改めて総点検するよう要請している。